

交野市児童福祉施設等従事者応援給付金及び 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（薬剤師）申請マニュアル

1. 本マニュアルの対象者

- 市立の施設に勤務している方及び退職された方
- 私立の施設を退職し、特別な理由により個人で申請を行う方
- 北河内薬剤師会交野班に属していない薬剤師の方

2. 慰労金の対象者及び交付金額

交野市児童福祉施設等従事者応援給付金及び新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（薬剤師）交付要綱 別紙1のとおり

3. 交付申請について

(1) 申請の流れと手続き

各申請様式については、市ホームページよりダウンロードして作成してください。

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2021032400031/>



実施者	手続き内容	申請様式
申請者 (個人)	交付申請書・請求書（兼口座情報同意書）及び関係書類の作成	（私立施設退職者及び薬剤師） 様式15 交付申請書・請求書 様式17 勤務証明書 （市立施設勤務者・退職者） 様式16 交付申請書・請求書兼口座情報同意書



市	内容の審査	-
	交付申請書・請求書に基づき慰労金を支払い	



申請者 (個人)	慰労金の受領	-
-------------	--------	---

(2) 書類の作成にあたっての注意事項

- 申請期限は **令和3年6月30日(水)** までです。
期限を過ぎると受付できませんので、ご注意ください。
- 記入誤りがあった場合、再度提出を求める場合があります。申請にあたっては、十分に確認のうえ提出してください。
- 各様式の提出は、5. 申請先へ提出してください。
- 各様式の記入方法は、記入例をご参照ください。

4. その他

今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当します。

5. 申請先・お問い合わせ先

対象者	申請窓口
下記の施設の従事者 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業 ・ 認可外保育施設（企業主導型含む※一時預かり事業、居宅訪問型保育事業を除く） ・ 幼稚園	交野市 健やか部 こども園課 〒576-0034 交野市天野が原町5丁目5-1 TEL 893-6407 Mail kodomoen@city.katano.osaka.jp
放課後児童会従事者	交野市教育委員会 生涯学習推進部 青少年育成課 〒576-0052 交野市私部2丁目29-1 TEL 892-7721 Mail ikusei@city.katano.osaka.jp
薬剤師	交野市 健やか部 健康増進課 〒576-0034 交野市天野が原町5丁目5-1 TEL 893-6405 Mail kenkou@city.katano.osaka.jp

交野市児童福祉施設等従事者応援給付金及び新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金
(薬剤師) 交付要綱 別紙1

1. 交付対象者

慰労金の交付対象となる職員は、(1) および(2) に該当する者とする。

なお、令和2年度に実施された国の「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の交付対象者は本慰労金の対象外とし、本事業における慰労金の支出は、1人につき1回に限る。

(1) 児童福祉施設等従事者

本要綱における児童福祉施設等とは、交野市に所在する下表の施設とする。

認定こども園、小規模保育事業、認可外保育施設（企業主導型含む ※一時預かり事業、居宅訪問型保育事業を除く）、幼稚園
放課後児童会

(I) 上記施設に勤務し、次のいずれかに該当する者

- ①令和3年4月1日に勤務している者で、かつ令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に通算60日以上勤務した者
- ②令和3年3月31日に雇用終了となった者で、かつ令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に通算60日以上勤務した者

(II) 慰労金の目的に照らし、「施設を利用する児童との接触を伴い」、かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている者（調理員、事務員等を含む）

(2) 薬剤師

市内に所在する保険薬局に勤務し、次のいずれかに該当する者

- ①令和3年4月1日に勤務している者で、かつ令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に通算60日以上勤務した者
- ②令和3年3月31日に雇用終了となった者で、かつ令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に通算60日以上勤務した者

2. 交付金額

交付金額は、児童及び患者との接触機会の多少に対応するため、従事時間を基礎に下表のとおり区分し、区分Aは30,000円、区分Bは20,000円とする。

対象者		交付金額	
		区分A	区分B
児童福祉施設等	下記施設の従事者 ・認定こども園 ・小規模保育事業 ・認可外保育施設（企業主導型含む）※一時預かり事業、居宅訪問型保育事業を除く ・幼稚園	・1月あたりの勤務日数が20日以上かつ1日あたりの勤務時間が6時間以上の保育教諭等及び看護師	・左記以外の保育教諭等及び看護師 ・事務員及び厨房職員 ・幼稚園の教諭 ・その他従事者
	放課後児童会従事者	・1日あたりの勤務時間が5.5時間の放課後児童会指導員	・1日あたりの勤務時間が5.5時間に満たない放課後児童会指導員補助及び代替指導員
市内に所在する保険薬局に勤務する薬剤師		・管理薬剤師	・左記以外の薬剤師